

# 清掃維持管理業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 平成25～27年度  
三重県立看護大学清掃維持管理業務委託
- 2 委託業務の実施場所 三重県津市夢が丘一丁目1番地1
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 委託金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税 金 円)
- 5 契約保証金 免除

公立大学法人三重県立看護大学（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、上記の委託について、おのおの対等な立場における合意に基づいて、委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通保有する。

（総則）

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、本件委託契約に関し、この条項に定めるほか、別紙の業務仕様書・保全基準（以下「仕様書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、この契約書及び各業務仕様書に基づき、甲の指示監督に従い委託業務を実施するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、または担保に供することはできない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（委任又は下請）

第4条 乙は、この契約の履行について業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合には、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（従事者の選任）

第5条 乙は業務を履行するため定められた作業従事者を常駐させ、それらの者の中から業務の指揮、監督するための主任者を定めなければならない。

2 乙は、主任及び作業従事者の名簿を甲に提出しなければならない。また、異動があった場合も同様とする。

(業務報告)

第6条 乙は、甲の定める書式により業務日誌及び毎月の廃棄物搬出量その他の記録を作成し、その都度庁舎管理者に提出しなければならない。

(法令上の責任)

第7条 乙は、作業従事者に対する労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

2 乙は、第4条の規定により業務の一部を第三者に委任又は請け負わせた場合において、その第三者に対する民法他法令上の一切の責任を負うものとする。

(業務の検査等)

第8条 甲は、乙の業務について毎月1回以上又は随時にその状況の検査を行い、又は報告を求め適合しないと認められるときは改善、手直しその他の措置を命じることができる。

(無償供与及び物品の支給)

第9条 甲は、乙が業務遂行に必要な電気、ガス、水道、消耗品及び施設を無償で提供するものとする。

2 乙は、電気、ガス、水道及び施設の使用については、極力節減し、効率的な使用に努めなければならない。

(緊急の措置)

第10条 庁舎管理上、緊急の措置を要するときは、甲は乙に対し必要な措置をとることを求めることができる。措置完了後、乙は遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 前項の規定に措置に要した費用のうち、委託金額に含めることが不相当と認められる部分については、甲、乙、協議のうえこれを負担するものとする。

(一般的損害)

第11条 乙は、業務実施に当たり、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由により生じた場合はこの限りではない。

(第三者に与えた損害)

第12条 業務実施にあたり、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその額を負担する。ただし、その損害が甲の責に帰する事由により生じた場合はこの限りではない。

2 業務を行うについて、通常避けることができない騒音、振動、その他の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うについて乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 第二項の場合その他業務を行うについて第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力して、その処理解決に当たるものとする。

(委託料の支払限度額)

第13条 各会計年度における委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

25年度	円
26年度	円
27年度	円

2 甲は、予算の都合上その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(委託料の支払い)

第14条 甲は、毎月ごとの業務の履行確認後、業務委託料を次の区分に基づき、乙の請求により支払うものとする。

区 分	金 額
平成25年4月～平成27年3月各月	金 円

2 乙は、前項の請求にあつては、当該月の翌月以降に甲に請求書を提出するものとする。

3 甲は、適法な請求書を受理したときから30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(仕様書の変更)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して委託内容を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは委託料を増額又は減額することができる。

(物価の変動に基づく委託料の変更)

第16条 甲又は乙は、物価水準の変動により委託料が著しく不相当となったと認めた時は、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。この場合において、変更後委託料の金額は甲、乙協議して定める。

(業務委託料等の変更方法等)

第17条 業務委託料等の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合または損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに期すべき事由により、業務を遂行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 業務の遂行が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (3) 第8条による指示に従わなかったとき。
- (4) 乙が、本契約にかかる入札に際して連合等の不正行為を行ったことが契約期間中に明らかになったとき。
- (5) 乙が、第17条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (6) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により、契約が解除された場合において、乙は業務委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務を遂行することが不可能となったときは契約を解除することができる。

(業務委託料の精算)

第20条 前二項の規定により、契約が解除されたときは、甲は業務委託料を精算するものとする。

(守秘義務)

第21条 乙は、契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、作業従事者が業務上知り得た秘密を他にもらさないよう指導、監督するとともに、従事者の服務規律の徹底及び事故の発生防止に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(作業従事者の服務)

第23条 乙は、従事者に一定の作業衣を着用させ、従事者であることを明瞭にし、清潔を保持しなければならない。

(再委託の制限)

第24条 再委託を承認する場合の限度額は次のとおりとする。

- (1) 清掃管理業務については、業務委託額の3分の1以内とする。  
但し、日常清掃業務については、受託者が直接行うこととする。  
なお、清掃等業務と警備業務が一括発注となっているものについては、警備業務を除く清掃業務受託額の3分の1以内とする。
- (2) 警備業務については、セキュリティ面を重視する観点から受託者の正規職員が業務を行うこととし、原則として再委託を認めない

(3) 設備の保守業務について、運転監視業務を行う場合の常駐者は受託者の正規職員を配置する。また、その他の業務の主要なものは受託者が直接行うこととし、再委託が必要な場合はあらかじめ発注者の承認を得る。

(総合評価一般競争入札の採用)

第25条 総合評価一般競争入札を採用している場合には、乙は入札時の提案事項を誠実に履行しなければならない。ただし、甲乙協議のうえ、計画変更をする場合はこの限りではない。

(その他)

第26条 この契約に定めのない事項については、日本国法令、三重県条例規則及び公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則等の規定によるものとする。

2 この契約に関し、疑義が生じた場合には甲乙協議して定めるものとする。

平成25年 月 日

委託者 三重県津市夢が丘一丁目1番地1  
公立大学法人三重県立看護大学  
理事長 村本 淳子

受託者 住所又は所在地  
氏名又は商号及び  
代表者氏名